

こどものための 手当・助成



出産手当金

会社に勤めている女性（被保険者）が出産のため仕事を休み、給料がもらえなかった場合の「休業手当」的性格のものです。ただし、受給資格等要件がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

現在ご加入の医療保険者（国民健康保険を除く）協会けんぽの加入者は、全国健康保険協会岩手支部業務グループ（中央通 ☎ 604-9070）



児童手当

児童を養育している人が対象となります。この手当は申請が遅くなっても子どもの誕生にさかのぼって支払われるものではないので、子どもが生まれたらすぐ申請しましょう。

支給金額は子ども一人につき月額、

3歳未満 15,000 円

3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）
10,000 円

3歳以上小学校修了前（第3子以降）
15,000 円

中学生 10,000 円

所得制限以上所得上限未満 5,000 円

令和6年10月分以降、制度改正により支給金額が次のとおり変わります。

3歳未満 15,000 円

3歳以上高校生年代 10,000 円

ただし、第3子以降は一律 30,000 円

【手続き】

市保健所4階子ども青少年課給付係または市役所医療助成年金課医療助成係、都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課に申請してください（公務員の場合は勤務先に申請してください）。

【担当】

市保健所4階子ども青少年課給付係
（神明町 ☎ 613-8354）



児童扶養手当

離婚などで父または母がいない家庭や父または母が重度障がい者の家庭などで、児童を養育している人に、その児童が18歳に達する年度末まで支給されます（ただし障がいのある児童は20歳未満）。所得制限があります。手当の月額、所得により児童1人の場合最大4万5,500円、2人の場合児童1人の金額に最大月額1万750円、3人からは児童2人の金額に1人につき最大月額6,450円（令和6年11月分以降は、1万750円）を加算した額です。

【手続き】

市保健所4階子ども青少年課給付係
（神明町 ☎ 613-8354）

玉山総合事務所健康福祉課（玉山 ☎ 683-3869）



特別児童扶養手当

この手当は心身に障がいのある児童を育てている家庭に支給されるもので、児童の生活や福祉の向上に役立ててもらうための制度です。手当を受けることができる人は、心身に障がいのある20歳未満の児童の父もしくは母または養育者です。ただし、児童が施設などに入所している場合や所得が一定額以上ある場合は支給されません。手当は1級と2級があり、障がいの程度によって異なります。手当の月額は1級は5万5,350円、2級は3万6,860円です。

【手続き】

市役所障がい福祉課自立支援係
（内丸 ☎ 613-8346）

都南総合支所税務福祉係
（津志田 ☎ 639-9058）

玉山総合事務所健康福祉課
（渋民 ☎ 683-3869）



母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭及び父子家庭または寡婦家庭の生活の安定と経済的な援助のために、各種の資金を無利子または低利で貸し付ける制度が用意されています（寡婦福祉資金には所得制限があります）。

【手続き】

市保健所 4 階 子ども青少年課給付係
(神明町 ☎ 613-8354)



ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母又は父子家庭の父等が、就職活動や出張などのため保育サービスの援助が必要な場合に低料金を支援員を派遣します。事前に登録が必要です。

【問い合わせ先】

市保健所 4 階 子ども青少年課給付係
(神明町 ☎ 613-8354)



ひとり親家庭等・寡婦等医療費助成

母子（父子）家庭の母（父）と子等または寡婦（寡夫）の健康維持や経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担の一部または全部を助成します。事前に受給者証の交付を受ける必要があります。

【手続き】

市役所医療助成年金課（内丸 ☎ 626-7528）
都南総合支所税務福祉係（津志田 ☎ 639-9058）
玉山総合事務所健康福祉課（渋民 ☎ 683-3869）



出産育児一時金

出産に関わる費用負担を軽くするため、健康保険制度から加入者に支給されるものです。会社を辞めた人は退職後6ヵ月以内の出産であれば勤めていた時の健康保険（1年以上の加入が必要）から受給することができます。6ヵ月を過ぎてからの出産であれば、現在加入している健康保険から支払われます。（いずれか一箇所の健康保険からしか受給できません。）なお、支払いは医療保険者が出産育児一時金の金額の範囲で病院等に直接行います（医療機関が直接支払制度を実施している場合）。また、出産費用が出産育児一時金より少ないときは、後日医療保険者に申請し、その差額を受け取ります。詳細は下記までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

現在ご加入の医療保険者または出産された病院
盛岡市国民健康保険の加入者は、市役所別館 1 階
健康保険課給付係（内丸 ☎ 613-8436）
協会けんぽの加入者は、全国健康保険協会岩手
支部業務グループ
(中央通 ☎ 604-9070)



国民年金保険料の産前産後期間免除制度

自営業者や無職の方など、国民年金第1号被保険者（厚生年金被保険者やその扶養となっている配偶者以外の方）の国民年金保険料について、出産月（出産前に届出する場合は出産予定月）の前月から4か月間の保険料が免除されます。双子以上の妊娠の場合は出産月・出産予定月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。免除を受けるためには、下記の窓口での届出が必要です。出産前に届出する場合は、母子健康手帳など出産予定日が分かる書類をお持ちください。

【手続き】

市役所医療助成年金課年金係
(内丸 ☎ 626-7529)
都南総合支所税務福祉係
(津志田 ☎ 639-9058)
玉山総合事務所健康福祉課国保福祉係
(渋民 ☎ 683-3869)



乳幼児・小学生・中学生・高校生等医療費助成

就学前の乳幼児と小学生、中学生、高校生相当年齢の方に対して医療費の自己負担の一部または全部を助成します。給付を受けるには、事前に受給者証の交付を受ける必要があります。

【手続き】

市役所医療助成年金課医療助成係

(内丸 ☎ 626-7528)

都南総合支所税務福祉係 (津志田 ☎ 639-9058)

玉山総合事務所健康福祉課 (渋民 ☎ 683-3869)



療育手帳の交付

知的障がいがある場合に交付される手帳で障がいの程度によって A(重度)または B(中・軽度)の等級があります。手帳の交付を受けることにより、税の軽減、JR 旅客運賃やバス運賃の割引など各種制度を利用することができます。事前に県福祉総合相談センターで判定が必要です。

【手続き】

市役所障がい福祉課自立支援係 (内丸 ☎ 613-8346)

都南総合支所税務福祉係 (津志田 ☎ 639-9058)

玉山総合事務所健康福祉課 (渋民 ☎ 683-3869)



身体障害者手帳の交付

身体に障がいがある場合に交付される手帳で障がいの程度によって 1 級(最重度)から 6 級(軽度)までの等級があります。手帳の交付を受けることにより、補装具費の支給や日常生活用具の給付などの援助をはじめ、税の軽減、JR 旅客運賃やバス運賃の割引など、各種の制度を利用することができます。

【手続き】

市役所障がい福祉課自立支援係 (内丸 ☎ 613-8346)

都南総合支所税務福祉係 (津志田 ☎ 639-9058)

玉山総合事務所健康福祉課 (渋民 ☎ 683-3869)



精神障害者保健福祉手帳の交付

一定の精神障がいの状態である場合に交付される手帳で障がいの程度によって 1 級から 3 級までの等級があります。初診日より 6 か月を経過した方が対象になります。手帳の交付を受けることにより、税の軽減、IGR いわて銀河鉄道乗車券割引やバス運賃割引など各種の制度を利用することができます。

【手続き】

市役所障がい福祉課給付係 (内丸 ☎ 613-7943)

都南総合支所税務福祉係 (津志田 ☎ 639-9058)

玉山総合事務所健康福祉課 (渋民 ☎ 683-3869)



障害児福祉手当

20 歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいを有する児童に対して支給される手当です。ただし、児童が施設などに入所している場合や所得が一定以上ある場合は支給されません。手当の月額額は 1 万 5,690 円です。

【手続き】

市役所障がい福祉課自立支援係 (内丸 ☎ 613-8346)

都南総合支所税務福祉係 (津志田 ☎ 639-9058)

玉山総合事務所健康福祉課 (渋民 ☎ 683-3869)



小児慢性特定疾病の医療給付

国が定めた認定基準に該当する小児慢性特定疾病(悪性新生物、慢性腎疾患など 16 疾患群)に罹患していることにより、長期にわたり療養を必要とする 18 歳未満の児童に対し、指定小児慢性特定疾病医療機関(病院・診療所、薬局及び訪問看護事業所)での医療費(調剤医療費を含む)の一部を公費で負担します。

【手続き】

市保健所 2 階母子健康課 (神明町 ☎ 603-8304)



未熟児養育医療の給付

医師が治療を必要と認めた未熟児が指定医療機関において入院治療する場合、保護者の申請により、医療費（保険診療分）と食事療養費の自己負担分の一部を公費で負担します。

【手続き】

市保健所2階母子健康課（神明町 ☎ 603-8304）



自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障がいがある18歳未満の児童のうち、今の状態を放置すると将来障がいを残すと認められる方で、手術等によって治癒または軽快の見込みがある方に対し指定医療機関での医療費の一部を公費で負担します。

【手続き】

市保健所2階母子健康課（神明町 ☎ 603-8304）



確定申告

出産に係る費用は、所得税の医療費控除の対象となりますので、多額の支払があったときは、確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。医療費控除とは、1月1日から12月31日までの1年間に、自分や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費の自己負担額（支払額－補填された額（※1））が10万円（所得金額が200万円未満の場合は所得金額の5%）を超えた場合、超えた部分が控除額となります（※2）。妊婦健診・入院費や通院費（交通機関の運賃等）などは該当しますが、健康増進や美容費用などは該当しません。

※ 確定申告には、病院の領収書等に基づいて作成する「医療費控除の明細書」の添付が必要となりますので、きちんと保管しておきましょう。

※1 補填された額には、出産育児一時金なども含まれます。

※2 医療費を支払った人の控除となります。

【問い合わせ先】

盛岡税務署（☎ 622-6141 音声案内で「1」を選択してください。「電話相談センター」につながります。）



乳幼児栄養食品支給

所得により、粉ミルクが支給される制度です。該当する人は、世帯全員が市町村民税均等割のみ課税・市町村民税非課税世帯です。支給期間は、生後4か月になる月から満1歳になる月までです。申請にあたり、支給を受けるためにその他要件がありますのでお問い合わせください。

【手続き】

市保健所2階母子健康課（神明町 ☎ 603-8303）



もりおか子育て応援パスポート

盛岡市内の協賛店舗等にパスポートを提示すると、店舗ごとに様々な特典を受けることができます。

18歳未満の子どもを養育している世帯または母子手帳を交付された妊娠中の方がいる世帯が対象です。パスポートはカードで発行するほかに携帯電話に発行することもできます。

【手続き】

●カード型（1世帯に1枚）

市保健所4階子ども青少年課企画係または都南総合支所税務福祉係または玉山総合事務所健康福祉課にもりバス交付申込書を提出してください。

●モバイル型（1世帯に2枚）

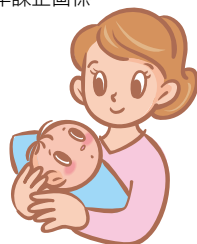
携帯電話で以下のもりバスモバイルサイトからお申込ください。



もりバスモバイルサイト

【担当】

市保健所4階子ども青少年課企画係
（神明町 ☎ 613-8354）





特定不妊治療交通費助成事業

保険適用で行った特定不妊治療（体外受精、顕微授精及び男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するため手術）を受けた方の経済的負担を軽減するため、岩手県外の病院への通院に係る交通費の一部を助成します。詳細は市ホームページをご覧ください。

【手続き】

市保健所2階母子健康課（神明町 ☎ 603-8303）



国民健康保険税の産前産後期間減額制度

出産する被保険者の産前産後期間に相当する国民健康保険税の所得割と均等割を年税額から減額します。単胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヵ月間の保険税が減額され、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3ヵ月前から6ヵ月間の保険税が減額されます。出産予定日の6ヵ月前から、届出ができます。出産後の届出も可能です。母子健康手帳と本人確認書類をお持ちになり、下記窓口でお手続きください。

【手続き】

市役所健康保険課受付賦課係
（内丸 ☎ 613-8437）



出産・子育て応援給付金

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、妊娠届出時に出産応援給付金5万円、出産後に子育て応援給付金5万円を支給します。支給を受けるために面談や申請が必要です。申請期限等ありますので、詳細は市のホームページをご覧ください。

【担当】

市保健所2階母子健康課（神明町 ☎ 603-8303）



盛岡市子育て応援在宅育児支援金

保育所などを利用せず在宅で育児する世帯を対象に、経済的負担を軽減するため、対象児童1人につき月1万円を支給します。

次の全てに該当する世帯

- ①第2子以降で生後8週間から3歳未満の子がいる
- ②児童が保育所などを利用していない
- ③父母ともに育児休業給付金を受給していない
市保健所4階の同課に備え付け、または市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、市保健所4階子ども青少年課へ郵送または持参。

【問い合わせ先】

市保健所4階子ども青少年課給付係
（神明町 ☎ 613-8354）



育児休業給付金

雇用保険の被保険者の方が、1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと育児休業給付金の支給を受けることができます。受給の要件等、詳細は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

盛岡公共職業安定所雇用保険適用課
（紺屋町 ☎ 624-8906）